⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要
⑻　問い合わせ先
①　申請書及び資料について　3⑵の場所に同じ。
②　平成27・28年度の競争参加資格について　〒163―1313 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー13階　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　総務部経理チーム　電話03―5323―0631
⑼　詳細は入札説明書による。
5　機構との関係に係る情報の公表　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところであり、これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこととする。
なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなし、また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがあり得る。
⑴　公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先
①　機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。
②　機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
⑵　公表する情報　上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
①　機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（機構ＯＢ）の人数、職名及び機構における最終職名
②　機構との間の取引高
③　総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨　３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上
④　１者応札又は１者応募である場合はその旨
⑶　当方に提供していただく情報
①　契約締結日時点で在職している機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）
②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高
⑷　公表日　契約締結日の翌日から起算して72日以内とする。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Niida Takito, Director General of East Japan Urban Renaissance Office, Urban Renaissance Agency.
⑵　Classification of the services to be procured: 42, 75, 78
⑶　Nature and quantity of the services to be required: Property management services, 1 set.
⑷　Fulfillment period: From 1 June 2016 to 31 March 2019. (2 years and 10 months)
⑸　Time-limit for application forms and relevant documents for the qualification: 5: 00 P.M. 25 March 2016.
⑹　Time-limit for tenders: 11: 00 A.M. 9 May 2016.
⑺　Contact point for the notice: Asset Strategy Department, Facility Management Team, East Japan Urban Renaissance Office, Urban Renaissance Agency, 13F Shinjuku I-Land-Tower Bldg, 6―5―1, Nishi-shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163―1313 TEL 03―5323―0650

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年３月14日
契約責任者
株式会社かんぽ生命保険　専務執行役
衣川　和秀
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　6
⑵　購入等物品及び数量　「かんぽ生命の現状2016」（閲覧用表示あり）ほか３点
⑶　購入物品の特質等　別添仕様書による。
⑷　納入期限　別添仕様書による。
⑸　納入場所等　別添仕様書による。
⑹　入開札の日時及び場所　平成28年５月20日午後２時00分　株式会社かんぽ生命保険総務部入札室　東京都千代田区内幸町２―１―１飯野ビルディング12Ｆ
2　競争参加資格
⑴　下記ア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　下記各号の一に該当すると認められるものでその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
㋐　契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
㋑　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
㋓　監督又は検査に際し、職務の執行を妨げた者
㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
㋕　その他、当社に損害を与えた者
ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。
エ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。
なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、国際犯罪組織、国際テロリスト、総会屋、政治活動又は社会運動を標ぼうし不正な利益を得る者、特殊知能暴力集団等、その他次の各号に掲げる者をいう。
㋐　日本郵政グループが提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
㋑　日本郵政グループが提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
㋒　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
⑵　株式会社かんぽ生命保険競争参加資格又は総務省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、「物品の製造」のＡ、Ｂ又はＣ等級、若しくは「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けを有する者であること。
3　入札者に求められる義務等
平成28年５月９日午後３時00分までに入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている書類等を下記４に示す場所に提出しなければならない。
提出された書類を審査の結果、当該物品を納入できると認められた者に限り入札の対象者とする。
なお、提出した書類について説明を求めたときはこれに応じなければならない。
4　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒100―0011 東京都千代田区内幸町２―１―１飯野ビルディング12Ｆ　株式会社かんぽ生命保険総務部契約担当　林　　香子　電話03―5532―9778